

令和5年度 第9回江津市農業委員会総会

日時：令和5年11月20日(月) 午前9時30分～

場所：江津市総合市民センター 2階会議室

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 報告 第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

第3 承認 第1号 農地の地形変更届出について

第4 議案 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第5 議案 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第6 議案 第3号 非農地証明について

第7 意見 第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について

意見 第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について

第8 その他

○出席農業委員（11名）

1番 佐々木英夫 2番 田代和秋 3番 二本木俊二 4番 原田和徳

5番 山本秀彦 6番 田中克行 7番 大村理之 8番 和田幸子

9番 深野政勝 10番 山田博 11番 藤井孝子

○出席推進委員（10名）

壱岐和功、平野庄次、本多昌平、仲津和法、盆子原温、野田英夫

湯浅憲昭、井上清澄、崎谷靖徳、階本誠一

○出席した事務局職員 事務局長 大賀千晶 参事 藤田佳久 主任 津島正彦

○午前9時30分 農業委員会総会 開議

事務局 おはようございます。ご案内の時間になりましたので、ただ今から令和5年度、第9回江津市農業委員会総会を開会いたします。それでは、会長のあいさつの後、議事進行をよろしく申し上げます。

会 長 おはようございます。先週の15日には益田市、吉賀町、津和野町の3市町の農業委員、推進委員の皆さんが情報交換会ということで、多数この江津市においてになりました。その際、野田推進委員から遊休農地対策の取り組みについて、加えて杵岐推進委員から認定農業者への就職活動の取り組みについて等の事例報告をしていただきました。2時間ほどの短時間の会議でしたが、3市町の各会長さんの方からも事例報告をいただきました。その後、波積地区の苔栽培について、興味をお持ちになったということで、杵岐推進委員に案内をしていただいて、視察をしていただいた所です。午後からは、江津松平地域の人農地ビジョン会議と一緒に参加をされ、江津松平エリアの現状と課題、エリア毎のゾーニング案等について、参加された農業者及び農業委員、推進委員の活発な意見交換を熱心に視察されておりました。帰られる際には、各市町の計画策定に向けて、しっかり取り組んでいきたいと言われて、お礼を言っていたところでした。また、各エリア別の江津市人農地ビジョン会議も、現在6つのエリアを終えて、明日に予定されている、市山・長谷エリアを含めて残り3つとなっています。各エリア会場では、農業者の皆さん及び農業委員、推進委員から現状や将来に向けた活発な意見も提案がされています。各委員におかれましては、担当地域においてのご出席ありがとうございます。人口減少あるいは高齢化が急激に進んでいる中で、5年先、10年先を本当に見通せるか、ということが難しい状況ではありますが、将来の地域あるいは農業、農地を維持していくためにも、目標地図を含めた地域計画を策定して、計画の実行に向けて取り組んでいかなければなりません。この機会に将来において、我々は地域の農地の利用や集約をどうしていくのか、地域農業の課題をどう解決していくのか、皆さんと一緒に考えていく地域計画を策定していきたいと思っております。皆様のさらなるご協力ご支援をよろしくお願いいたします。それでは、ただ今より、令和5年度、第9回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は、野村推進委員から欠席の報告がありました。田中委員からは、多少遅れると連絡を受けております。出席委員については、過半数以上であるので、本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。なお、発言の際には挙手の上、指名を受けてからお願いいたします。本日は、マイクが一つしか無いとのことですので、発言の際は、出来るだけ大きな声でお願いしたいと思います。

会 長 日程第1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会 長 ご了解をいただきましたので、10番 山田委員、11番 藤井委員を会議録署名委員に指名いたします。よろしくお願いいたします。

農地法 第18条第6項

《 桜江町大貫 》

会 長 日程第2、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出の1及び2について」2件を一括議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

事務局 それでは、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出についてです。番号は1番、農地の所在は桜江町大貫●●●番●、地目は畑、面積は●●●㎡です。賃貸人は●●●●さん、●●市●●市●●●丁目●番●●号です。賃借人が●●●●●● ●●●●●● ●●●●●●さん、●●市●●町●●●番地●●●です。合意解約でございまして、解約の届出日が8月25日、解約成立日は8月25日、引き渡し日が8月31日です。次に2番です。農地の所在は桜江町大貫●●●番●●、地目は畑、面積は●●●㎡です。賃貸人は●●●●さん、●●市●●町●●●番地●●●号です。賃借人が●●●●●● ●●●●●● ●●●●●●さん、●●市●●町●●●番地●●●です。解約の届出日と解約成立日、引き渡し日は先ほどと同じです。解約の理由としましては、堤防工事に伴う解約手続きでございます。この2件については、既に国交省との所有権移転手続きに入っていると聞いています。以上です。

会 長 ただ今、事務局より報告がありましたが、この件についてご質問はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問が無いようであります。報告のとおり農地法第18条第6項の規定の1及び2による届出については、ご了承願います。

地形変更届出

《 桜江町市山 》

会 長 次に日程第3、承認第1号「農地の地形変更届出の1について」を議題と

いたします。事務局の説明に続き、担当委員の田代委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 承認第 1 号、農地の地形変更届出についてです。番号 1 番。農地の所在は桜江町市山●●●番●、地目は田、面積は●●●㎡、桜江町市山●●●番●、地目は田、面積が●●●㎡です。所有者は●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。地形変更届出者は●●●●●●、●●●さん、●●市●●町●●●番地です。地形変更の理由としましては、本年 6 月 21 日に承認をしております治山事業に伴う地形変更で、工期が 11 月末までとなっていました、工事の進捗状況にともない、工期の延長ということで 11 月末であったものを令和 6 年 1 月 19 日まで延長するという届出でございます。以上です。

会 長 それでは、田代委員から調査結果の報告をお願いします。

2 番委員 場所は位置図の 1 ページをご覧ください。県道桜江金城線、●●●●●●を通過して市山の●●●へ入って行きまして、●●●●、●●●●●●の付近の●●手前を●●し●●●m くらい道なりに進んだ場所です。先ほど、事務局から説明があったように、今年の 6 月に申請があった場所です、11 月末までとなっていましたけれども、その工期の延長です。これにともなう弊害等は考えられないと思いますので、延長をしても支障は無いと思います。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました、この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。この件について、承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地の地形変更届出の 1 については、承認することに決しました。

農地法 第 3 条

《 都治町 》

会 長 次に日程第 4、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の藤井委員

から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請です。1 番です。農地の所在は都治町●●●番●、地目は田、面積は●●●㎡、都治町●●●番、地目は畑、面積は●●●㎡、都治町●●●番●、地目は畑、面積は●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●県●●市●●町●●●番地●です。譲受人は●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。状況としましては、譲渡人は離農し帰着の見込みが無いので、譲渡したいということです。譲受人は譲渡人の申し出に沿って、耕作面積の拡張を行うということでございます。対価は田が 10 a あたり●●●千円で、畑が 10a あたり●●●千円です。以上です。

会 長 それでは、藤井委員から調査結果の報告をお願いいたします。

11 番委員 位置図の 2 ページをご覧ください。斜めに道路がありますが、これは県道大田井田江津線です。浅利方面から進みますと、国道合流点から県道大田井田江津線に入って約●●●キロ進んだ県道沿いに申請地がございます。進入路は、地図上、県道井田江津線と記載してある分岐から入れるようになっています。譲受人は、下部に●●さんという家の記載がありますが、そちらのお宅です。譲渡人の希望で所有権移転するとなっておりますけれども、現在、●●アール程ある大きな田の一部となっており、現在は●●●●●●が土地の貸借契約を行って、継続して耕作されておりました、所有者の変更を行うだけで、今後も継続して耕作していく予定になっているとのことでした。問題は生じないと思っております。以上です。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 1 については、可決されました。

農地法 第 5 条

《 都野津町 》

会 長 次に日程第 5、議案第 2 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請でございます。1 番です。農地の所在は都野津町●●●番●、地目は畑、面積が●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●市●●●町●●●番地●●です。譲受人は●●●●●さん、●●市●●●町●●●番地●●●号です。転用目的は、個人住宅の建築及び駐車場でございます。対価は無償で、工期は許可の日から令和 6 年 4 月末日となっております。以上です。

会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。

9 番委員 位置図は 3 ページをご覧ください。中央部分に広い道路がありますが、これは国道 9 号線です。下側が波子方面で上側は江津方面です。上の方の都野津駅前の交差点から波子方面へ進むと、右側に●●●●●●があります。国道を挟んで反対側に●●●●●●がありまして、隣接に細い道路がありますが、その道を●●mくらい入った左側に申請地がございます。現地を確認しましたが、耕作はされておられません。八朔と無花果と梅の木が植えてあり、手入れはされておりました。周囲は住宅地になっておりますので、他の農地に影響もなく、特段問題は無いかと思えます。以上です。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 1 については、可決されました。

《 渡津町 》

会 長 議案第 2 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 2 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の私から調査結果の報告を

いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 2番です。農地の所在は渡津町●●●番●、地目は畑、面積が●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●市●区●●●丁目●番●●●号です。譲受人は●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●、●●●●●●●●●●さん、●●市●●町●●●番地●●です。転用理由は宅地造成です。状況としましては、隣接の宅地、家屋がございますが、これを同時購入して一体的に整地をして、住宅用地として売買するというごさいです。対価は10aあたり●●●千円で、工期は許可の日から令和6年5月31日となっております。以上です。

会長 それでは、私から調査結果の報告をいたします。位置図は4ページをご覧ください。図面を横向きに見ていただいて、中央に国道261号線があります。右が江津バイパス、左が松川方面、上部が江の川という位置です。今回の申請は、事務局から説明がありましたように、転用目的が宅地造成となっております。●●●●●●●●●●が申請地を譲り受けて、住宅用地を造成し売却をするというものです。15日の午後4時くらいに野村推進委員と2人で申請地を確認いたしました。申請地は国道9号線と江津バイパスの合流点から、国道261号線を約●キロ●●●方面に進んだ所の左側、道路に面した所に位置します。申請地は、柵に囲まれておりまして、草刈り等で管理してございました。山側の方については柿が数本植えてありました。申請地の隣の民家は空き家となっておりまして、庭先及び玄関等には大きな草や雑木が生い茂っている状態です。申請地と家屋の間が3mくらいの間隔がありましたけれども、そこにはセイタカアワダチソウ等が繁茂している状態でした。また、申請地の農地は数日前に草刈りをして、管理されている状態でした。また、その周辺は野菜等も作られている農地もあります。農地ナビで周辺を見たところ、あちこちに農地が点在している地域があります。事務局からもありましたように、空き家を含めて住宅用地を造成して売却していくということです。申請地の農地は草刈り等の管理はされておりますけれども、確認した時は何も作付けはされていない状態です。工事施工については、周辺への耕作されている農地等への被害が発生しないよう、適切な対応をしていくということであり、特に周囲に影響を及ぼすことは無いと思っておりますので、ご審議の程よろしくをお願いいたします。

会長 ただ今、説明と調査結果の報告をいたしました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 2 については、可決されました。

非農地証明

《 渡津町 》

会 長 次に日程第 6、議案第 3 号「非農地証明の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の私と本来は野村推進委員と一緒に確認をするのですが、今日は所用でお休みですので、申し訳ありませんが私一人のみで調査結果の報告をさせていただきます。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第 3 号、非農地証明交付申請でございます。番号は 1 番です。農地の所在は渡津町●●●番●、地目は登記簿が畑で現況が原野、面積が●●●㎡、渡津町●●●番●、地目は登記簿が畑で現況が原野、面積が●●●㎡です。所有者は●●●さん、●●市●区●●●丁目●●番●●号です。申請事由としましては、申請地は昭和 48 年月日不詳から耕作しておらず、原野となっているということです。隣接の土地はすでに非農地証明を受けており、昨年度には駐車場になっています。その隣接の部分を非農地として、いずれは駐車場を一体化して使われるということでした。以上です。

会 長 それでは、私から調査結果の報告をいたします。位置図は 5 ページをご覧ください。それと併せて非農地証明 1 の写真もご覧ください。先ほど言いましたように、野村推進委員は本日欠席ですので、私からのみ報告をいたします。今回の申請地の場所は位置図をご覧のように、国道 9 号線江津バイパス東口の●●●の近くの場所になっていまして、左は江の川及び堤防になっています。申請地は、登記簿は畑となっていますが、現況は写真にあるように原野となっています。議案集にあるように、50 年前の昭和 48 年頃から耕作されておらず、現在の状況の原野となっているということです。申請地には大きな雑木が一面に繁茂していました。場所的には、従来あるような山や森とか、入りづらい場所とは違って、平坦で分かり易い場所です。周辺は事業所等の駐車場に転用されている地域であります。先ほど、事務局からありましたけれども、申請地の

周辺は過去に 5 条申請で、右隣にある●●さんのお宅との間の渡津町●●●番、●●●㎡、渡津町●●●番●、●●●㎡は令和 3 年 10 月、令和 4 年 2 月にそれぞれ非農地承認されて、駐車場として使われております。今回の申請地についても、将来的には駐車場等に転用されるということのようです。非農地証明ですので、島根県における取り扱い基準について、長期間耕作放棄したための自然壊廃、あるいは雑木等が繁茂し農地への復旧が困難であるという、この事項に該当すると考えます。以上のことから非農地証明の申請を承認することに問題無いと考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

会 長 　ただ今、説明および調査結果の報告をいたしました。この件について、ご質問はございませんか。はい、どうぞ。

9 番委員 　下の方の写真ですが、●●●番●となっていますが、手前の所は申請地には該当していなくて、木が生えている部分が該当しているのですか。

会 長 　そうです。

9 番委員 　分かりました。

会 長 　他にございませんか。よろしいでしょうか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問が無いようでありますので、採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、非農地証明の 1 については、証明することに決しました。

《 桜江町市山 》

会 長 　次に、議案第 3 号「非農地証明の 2 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の田代委員及び井上推進委員より調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 　それでは、2 番です。農地の所在は桜江町市山●●番、地目は登記簿が畑で現況が原野、面積が●●●㎡、桜江町市山●●番、地目は登記簿が田で現況が

山林、面積が●●●㎡、桜江町市山●●番●、地目は登記簿が田で現況が山林、面積が●●●㎡です。所有者は●●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。状況と申請事由としましては、治山事業を行うにあたって農地を山林に地目変更し、その後、保安林に指定して工事を行うということでございます。そのための転用に必要な非農地証明ということす。以上です。

会 長 それでは、田代委員から調査結果の報告をお願いいたします。

2 番委員 15日に現地を確認しました。場所は位置図の6ページをご覧ください。少し分かりにくいですが、この周辺は市山の●●という集落です。図面下の市山から長谷方面に行く道は、以前は県道でしたが、今は市道市山長谷線になっています。申請地は、先ほど地形変更の説明の中にあつた市道沿いの、●●●●●●●●付近の●●●から約●キロ●●方面へ進んだ場所になります。この現場ですが、1年くらい前だったと思いますが、治山事業で砂防堰堤を今回の申請地から約50m上流側で工事して、すでに完成しております。前回申請地部分から下流側へ新しく堰堤が出来る予定となっております。桜江町市山●●番は、堰堤の中に入るのではないかとと思われます。それと、●●番と●●番●は既に竹林状態で一段高い所に位置します。図面上に四角く囲まれている所がありますが、これは以前、●●●●●さんの住宅があつた所です。現場は完全に山林化しておりまして、治山事業の用途内に入っている区域ですので、ご審議の程よろしくをお願いいたします。

会 長 続いて、井上推進委員から調査結果の報告をお願いいたします。以上です。

井上推進委員 田代委員と15日に現地確認を行う予定でしたが、都合上、昨日に現地へ行きまして申請地の確認をいたしました。申請地の上50mくらいの所に今年の夏に砂防堰堤が完成しております。その下流側に別の堰堤が出来るということです。●●●さんとお会い出来たので状況をお聞きしたら、●●●●●●の方から事業趣旨が違ふ堰堤をもう一つ作らないといけないという話だったそうです。上の方は砂防堰堤で、今度、出来るのは治山のための堰堤という説明を受けたということでした。どちらにしても、ここを農地として利用することは不可能だと思います。ご審議の程よろしくをお願いいたします。以上です。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問はございませんか。はい、どうぞ。

湯浅推進委員 事務局にお聞きしますが、昔は市山から長谷への峠道があつたのですが、

私も学生時代にそこを使っていました。その道は結局赤道ではないのですか。それとも完全に無くなるのですか。赤道として残っているのかお聞きしたい。

事務局 詳細は、今すぐにはお答え出来ませんが、公図の訂正とかはこちらに連絡がないので、赤線・・・、道路としてそのまま残ってはいると思われます。しかし、堰堤を造るにあたって通行が出来なくなる状況だとは推察できます。登記上はどうか情報が無いので分かりません。

会 長 よろしいでしょうか。他にございませんか。はい、どうぞ。

階本推進委員 基本的な事をお聞きしますが、現在、登記簿上、畑や田になっている所を今度は山林になるのですか。この非農地証明というのは、結局田んぼや畑で無いということを証明する訳ですよ。

事務局 そうですね。

階本推進委員 それを証明することによって、工事が出来るということですか。

事務局 今回は、治山事業を行うために、保安林指定をしないと事業が実施出来ないということでしたので、そのために農地を転用して山林にして、その上で保安林の指定を行う必要があるという状況です。県が行う治山事業では5条申請での所有権移転するのは転用目的に問題が生じます。例えば建物・構築物の設置であれば宅地等に転用でなければなりません。治山事業であれば保安林であることが必須条件です。しかし、堰堤を設置するため山林に転用ということは不可能であるため、非農地証明を行って山林に地目変更を行うが必要ということでの申請です。

階本推進委員 山林に変更するだけでは、事業の実施が出来ないということですか。田畑を山林に変えれば、それで済むということでも無い訳ですか。

事務局 田畑を住宅地にする場合は、当然、家を建てる計画とか建築の図面等が必要なのですが、今回の場合は治山事業を行うということですので、保安林でなければ事業要件に合致しないため、山林への転用を行い、保安林指定する事前の手続きとしての非農地証明です。

会 長 はい、どうぞ。

崎谷推進委員 簡単に言うと、農地法で農地となっていれば、それを守らなければならないという建前がありますが、他の物に転用していこうと思えば農地で無いという状況のもとで農地から外さないといけない。家などを建てる時は農地法で転用する。今回の場合は、保安林にしないと工事が出来ないということなのです。

で、したがって山林にするために農地では無いということを、農業委員会で証明して下さいという趣旨だと考えて良いのですね。

階本推進委員 そうすると、田畑というものを山林にしますというときには、非農地証明をもらわないといけない状況ですか。

事務局 方法は、非農地証明を受けての転用の他、4条申請又は5条申請で山林に転用する方法があります。その場合、目的の記載が必須であり、山林に転用する場合は植林という届出になります。ただ、その場合は植林をするための植林計画を提出する必要があります。

階本推進委員 その間に非農地証明は取らないのでしょうか。

事務局 4条申請や5条申請の場合は、非農地証明を受ける必要はありません。ただ、今回は植林を行うという計画では無く、治山事業を行うために構築物を設置するという事なので、農地以外であるということの証明を得るために、この申請が出ています。

会 長 よろしいでしょうか。

階本推進委員 はい。

会 長 他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問が無いようでありますので、採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、非農地証明の2については、証明することに決しました。

農用地利用集積計画

会 長 日程第7、意見第1号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について（一括方式）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 意見第1号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認についてです。説明に入る前に、集計表を1枚お手元にお配りしていますが、先月、誤記のあったページの訂正分でございますので、お目通しただけ

受ける者、賃借料等は同じ内容でございます。次に10番です。農地の所在は桜江町鹿賀●●●番●、地目は畑、面積が●●●㎡、桜江町鹿賀●●●番●、地目は畑、面積が●●●㎡、桜江町鹿賀●●●番●、地目は畑、面積が●●●㎡です。利用権設定する者が●●●●●●、●●市●●町●●●番地●です。中間管理事業で賃借料が10aあたり●●●円、貸借期間は令和5年12月1日から令和15年12月31日、10年1ヶ月です。次のページから位置図が付いておりますので、ご確認ください。以上です。

会 長 　ただ今、事務局より説明がありましたが、この計画を定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、ご質問等はありませんか。はい、どうぞ。

6番委員 　これは借り替えか何かですか。

事務局 　借り替えではありますが、1番から9番までは今まで相対で契約を交わしていたものを、今回から中間管理事業で新規で土地貸借されるということです。

6番委員 　分かりました。それともう一点、10年1ヶ月となっておりますが、この半端は何か理由があるのですか。

事務局 　この理由は本人さんたちの契約によるのですけれども、期間は10年という期間にするのですが暦年での年処理期日を設定されているため、始期、終期を同一処理にするために最初の契約だけは端数が生じるということです。

6番委員 　要するに、1月1日から12月31日に合わせたいということですかね。

事務局 　そういうことです。

6番委員 　分かりました。

会 長 　他にございますか。はい、どうぞ。

植本推進員 　少し補足をさせていただきたいと思います。今、おっしゃったように本来ですと10年という契約のところ10年1ヶ月になったりします。これにつきましては、契約の終期というのが暦年の12月31日または年度末の3月31日ということでの基本的な括りをしております。どうしても申請日での設定という場合には、することも出来ませんが、基本的には事務も煩雑化を防ぐために統一しています。ご理解いただければと思います。以上です。

会 長 　ありがとうございました。よろしいでしょうか。

6番委員 　はい、ありがとうございました。

会 長 他にございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決をいたします。承認される方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、意見第 1 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について（一括方式）」は、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。

会 長 次に、意見第 2 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について（利用権貸借）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは意見第 2 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について、利用権貸借でございます。先ほどと同じように 1 ページ目には、集計表がございます。次の 2 ページをご覧ください。番号 1 番です。農地の所在は桜江町江尾●●●番、地目は田、面積が●●●●㎡です。利用権設定する者が●●●●代表相続人、●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●●●さん、●●市●●町●●●番地●です。使用貸借で、期間は 5 年です。次に 2 番、農地の所在は跡市町●●●番●、地目は田、面積が●●●●㎡です。利用権設定する者が●●●●さん、●●県●●市●●区●●●町●●番●一●●●号です。利用権設定を受ける者が●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。使用貸借で、期間は 5 年です。次に 3 番、農地の所在は松川町上津井●●●番●、地目は田、面積が●●●●㎡です。利用権設定する者が●●●●●代表相続人、●●●●●さん、●●府●●市●●●一●●●一●●●です。利用権設定を受ける者が●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。使用貸借で、期間は 10 年です。次のページから位置図が付いておりますので、ご確認ください。以上です。

会 長 ただ今、事務局より説明がありましたが、この計画を定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、ご質問等はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決をいたします。承認される方の挙手

をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 挙手全員と認めます。よって、意見第 2 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について（利用権貸借）」は、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。

その他

会 長 次に日程第 8、その他について総会に諮るべき案件がございますか。

事務局 事務局からはございません。

会 長 その他、皆さんの方から何かございますか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 それでは、その他、事務連絡等は総会終了後に行います。以上で本日の日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、令和 5 年度、第 9 回江津市農業委員会総会を閉会といたします。なお、次回の開催は、12 月 20 日の水曜日、江津市総合市民センターで開催いたします。よろしくお願いいたします。

〔 閉会 午前 10 時 30 分 〕

以上議事の顛末を記載し、これに間違いがないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員